

# 居宅支援事業重要事項説明書

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：０８５４－２８－８５８０

担当者名：社会福祉法人やすぎ福祉会しらさぎ苑在宅介護支援センター

## 2. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人やすぎ福祉会
- (2) 法人所在地 島根県安来市古川町８２９番地１
- (3) 電話番号 ０８５４－２８－６２２０
- (4) 代表者氏名 理事長 島田和子
- (5) 設立年月日 昭和５４年９月２１日

## 3. 事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 事業所名     | しらさぎ苑在宅介護支援センター                  |
| 所在地      | 島根県安来市古川町８２９番地１                  |
| 介護保険指定番号 | 指定居宅介護支援事業者<br>(島根県 ３２７０２０００５２号) |
| 開設年月日    | 平成１２年４月１日                        |
| 管理者      | 中村 純子                            |
| サービス提供地域 | 安来市                              |

### (2) 同事業所の職員体制

| 職 名                 | 資 格     | 常 勤 | 非常勤 | 業務内容                           | 計  |
|---------------------|---------|-----|-----|--------------------------------|----|
| 管理者（兼務）             | 介護支援専門員 | １名  |     | 統 括                            | １名 |
| 介護支援専門員             | 介護福祉士   | ５名  | １名  | 相談業務及び居宅サービス計画作成管理             | ６名 |
|                     | 看護師     | ０名  |     |                                |    |
| 事務職員（兼）<br>＜法人事務職員＞ |         | ４名  |     | 庶務及び経理事務及び<br>介護支援専門員の補助<br>業務 | ４名 |

### (3) 営業時間

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 月曜から土曜 | 午前8時30分から午後5時30分まで |
|--------|--------------------|

※但し、緊急時については営業日に限らず24時間対応します  
緊急連絡電話番号 0854-28-8580

#### (4) 営業をしない日

祝祭日ならびに12月31日から1月3日は休業します。

### 4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容 \*別表②参照

|                                     |                      |
|-------------------------------------|----------------------|
| (1) 申請代行<br>〔要介護認定審査（訪問調査＋主治医の意見書）〕 | (5) サービス担当者との連絡調整    |
| (2) 契約・状態把握                         | (6) 居宅サービス計画の作成      |
| (3) サービスの選択                         | (7) 利用者の同意           |
| (4) 計画の原案作成                         | (8) 居宅サービス計画作成モニタリング |

### 5. 利用料金

#### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方で介護サービスを計画し、ご利用されますと、介護保険制度から居宅サービス計画費として全額が事業者へ給付されますので、ご利用者の自己負担はありません。

※計画したデイサービス、ショートステイ等の利用料金は各事業所から請求通知があります。お支払い方法は事業所により異なります。保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき要介護度・利用内容等に応じて料金をいただき、利用事業所からサービス提供証明書を発行いたします。滞納等解消したのちサービス提供証明書を後日、市の窓口へ提出しますと、払い戻しを受けることができます。

#### (2) 交通費

サービスを提供する地域（安来市）にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費（サービス提供地域境界より1km当たり10円で算出した額）が必要となります。

#### (3) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

#### (4) その他の料金

要介護認定申請代行費用・記録の複写代等は不要です。

### 6. 当法人の居宅介護支援の特徴等

### (1) 事業の目的

事業所において実施する指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員は要介護者から相談に応じ、要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成すると共にサービス提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

### (2) 運営の方針

○利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して支援に努める。

○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健・医療・及び福祉サービスが、多様なサービス事業者から総合的、かつ効果的に受けられるよう配慮して事業を行う。

○利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、介護保険法第8条21項に規程する指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。 \*別紙③参照。

○事業の運営に当たっては、安来市、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

○利用者の要介護認定に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。

### (3) サービス利用のために

- ・介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出下さい。
- ・事前調査（課題把握）の方法はご本人、ご家族からの聞き取り調査に基づき調査を行ないます。なお、調査内容等は厚生労働省指定の「全国社会福祉協議会版調査様式」を使用しています。
- ・当事業所の介護支援専門員への実務研修は随時実施しています。

## 7. 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 事業者、介護支援専門員はサービス計画（ケアプラン）を作成する上で必要な情報等知り得た本人・家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後、事業所を退職したあとも継続します。
- (2) 事業者は利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供出来るものとします。
- (3) 利用者に関わるサービス提供事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合にはその情報が用いられる者の事前の同意を文章により得た上で利用者・家族等

の個人情報を用いる事ができるものとします。

## 8、サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所のお客さま相談及び苦情担当

- ・当事業所に関するご相談、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

担当者： しらさぎ苑在宅介護支援センター

所長（介護支援専門員） 中 村 純 子

苦情受付担当者 小 松 瑛 子

電話番号：０８５４－２８－８５８０

- ・苦情処理体制については別紙①のとおりです。

### (2) その他

当法人以外に、安来市の高齢者安心課や島根県の相談窓口等に相談、苦情を伝えることができます。

|                                |                                          |
|--------------------------------|------------------------------------------|
| 安来市健康福祉部介護保険課                  | 所在地：安来市広瀬町広瀬１９３０－１<br>電話番号：０８５４－（２３）３２９０ |
| 安来市地域包括支援センター<br>（広瀬社会福祉センター内） | 所在地：安来市広瀬町広瀬７５４<br>電話番号：０８５４－（３２）９１１０    |
| 島根県健康福祉部高齢者福祉課<br>介護保険相談       | 所在地：松江市殿町１番地<br>電話番号：０８５２－（２２）５１１１（代）    |
| 島根県国民健康保険団体連合会<br>介護サービス苦情相談窓口 | 所在地：松江市学園１丁目７－１４<br>電話番号：０８５２－（２１）２８１１   |

## 9、事故等緊急時の対応については、別紙①のとおりです。

## 10、虐待防止の推進

- ・虐待の発生または再発を予防するため、虐待防止のための指針を整備しそれに沿って対応いたします。

## 11、身体的拘束の適正化

- (1) 利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護する緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行いません。
- (2) 身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録し、保管いたします。

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、契約者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 島根県安来市古川町829番1  
名 称 しらさぎ苑在宅介護支援センター

説明者 氏名 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援契約の締結にあたり、重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 印  
氏名

(代理人) 住所 印  
氏名